

ジェンダー NOW! —両性の平等に関する委員会 連載—

第7回 デートDVとその防止

両性の平等に関する委員会委員長 本多 広高 (58 期)



1 デートDVとその防止

「男女間における暴力に関する調査」(内閣府男女共同参画局・2011年度調査)によると、交際相手からの身体的暴行・心理的攻撃・性的強要といった行為による被害経験の有無について尋ねたところ、20代で女性23.4%、男性11.7%、30代で女性23.8%、男性9.7%、40代で女性11.7%、男性6.1%が被害にあった経験があった。デートDV(婚姻・内縁関係にない交際相手からのDV)が重大問題であることがわかる。

このような実情があることから、DV防止法の第三次改正により、「生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力」及びその被害者についても、DV防止法の各規定が準用されることとなった(28条の2、施行日2014年1月3日)。準用される条項の範囲は限定されておらず、DV防止法に定めのある施策は実質的に全て適用される。

もっとも、すべてのデートDVについてDV防止法が適用されるようになったわけではなく、生活の本拠を共にする交際であることが要件となっている。

●生活の本拠を共にする交際

「生活の本拠を共にする」かどうかについての判断は、共同生活の実態により外形的・客観的に判断されるが、補充的に意思的要素も考慮される。すなわち、居住期間の単純な長短のみで決まるわけではなく、また、生計が同一であるかどうか判断要素となるわけではない。住民票、賃貸借契約、公共料金の支払名義のほか、写真・電子メール・関係者の陳述などから生活の実態を立証することになる。

従来も事実婚にはDV防止法の適用があったところ、「生活の本拠を共にする交際」と事実婚とは婚姻の届出はない点では同じであるが、「生活の本拠を共にする交際」は、婚姻意思が無く共同生活のみを送っている場合である。

●婚姻関係における共同生活に類する共同生活

「生活の本拠を共にする交際」は、文言自体は広く、専ら交遊関係に基づく共同生活(ルームシェア)などが入りうるようにみえるけれども、「婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く」と定められており、そのような共同生活は除かれる。

2 ストーカー規制法の改正

デートDV事件を受任したとき、事案によっては、ストーカー規制法の活用も考えられる。この点、改正法により、同法2条の「つきまとい等」の定義規定における列举行為に「拒まれたにもかかわらず、連続して(中略)電子メールを送信すること」(5号)が含まれるようになった(2013年7月23日施行)。この電子メールとは、①その全部若しくは一部においてSMTPが用いられる通信方式を用いるもの(コンピュータの電子メールなど)、又は②携帯して使用する通信端末機器に、電話番号を送受信するために用いて通信文その他の情報を伝達する通信方式を用いるもの(SMSなど)をいう。また、被害者の住所地に加えて、その居所若しくは加害者(つきまとい等をして不安をおぼえさせることの禁止違反行為をした者)の住所等の所在地又は当該行為が行われた地を管轄する警察本部長が警告又は仮の命令をすることができるようになった(公安委員会の禁止命令等も同様、同法10条、同年10月3日施行)。

3 DV防止教育

DVは、婚姻関係にある男性女性間でのみ起きるものではない。恋人間・パートナー間でも起きている。10代の人たちの間でも起きている。社会においてDVを根絶するためにも、若い世代の人たちへの働きかけが重要である。このため、両性の平等委員会は、本年度から若い世代に対するDV予防教育にも取り組んでいる。